

## 平成21年度 コンプライアンス推進アクション・プログラム

### 1. 基本方針

- アクションプログラムは平成21年度で3年目を迎え、関係箇所によるこれまでの取組みにより、当初のプログラム策定の目的である、主に電気事業法、河川法に係るデータの改ざんや不適切な取扱い及び必要な手続き漏れの再発防止については、必要な仕組みが整備され、自主的に着実に運用されてきている。
- しかしながら、平成20年度においても、想定しなかった手続き不備や環境に係るコンプライアンス事案が複数発生しており、コンプライアンス推進活動の弛まぬ継続及び多様な視点からの改善が必要である。
- 従って、今後ともコンプライアンスに係る仕組みが円滑に運営できるよう留意しつつ、コンプライアンスを重視する環境の整備・定着を図ることが重要であり、平成21年度のアクションプログラムの作成にあたっては、関係箇所の自主的取組みに対するサポート・環境づくり及び情報伝達手法の充実などに重点を置くこととした。
- また、昨年度の活動において指摘された課題や昨年度に発生したコンプライアンス事案の検証・分析を行い、その結果に基づきアクションプログラムのあり方や推進体制の見直しを行う。

### 2. 推進項目

企業風土・社員意識に係るもの	
No.1	【コミュニケーション促進】 当社グループ全組織でのコミュニケーションの促進を図るため、毎年10月にグループの各職場単位でコミュニケーション促進行事を実施する。
No.2	【現地訪問法務講演会ほか】 弁護士等による現地機関訪問法務講演会、意見交換会等を実施する。 併せて、本店法務担当者により、現地機関への法務関係情報提供、意見交換等を実施する。
No.3	【職種間交流研修】 職種間の垣根を超えた研修等(他部門視察、意見交換会)の交流を実施する。
No.4	【部門間コミュニケーション促進】 部門間(水力・火力・原子力等)で意見・情報の交換とコミュニケーションの促進を図る。
No.5	【経営による率先垂範】 経営トップによる、コンプライアンスの率先垂範及び全社機関長会議等におけるコンプライアンスの徹底。
No.6	【コンプライアンス教育】 階層別研修(新入社員・新任主事格・新任課長格)におけるコンプライアンス教育の強化を図る。
No.7	【コンプライアンス教育】 Eラーニングを利用したコンプライアンス研修を実施する。
内部統制システムに係るもの	
No.8	【ダム変位データ関係】 ダム変位データ等の重要な測定データについては、本店技術主管箇所に報告し本店で分析評価を実施する。
コンプライアンス推進活動に係るもの	
No.9	【全社委員会・機関別委員会の連携強化】 全社コンプライアンス委員会とコンプライアンス推進本部は、各機関のコンプライアンス担当者と連絡会を開催するなど、本店現地間の連携強化を図る。全社委員会が機関別委員会の活動について監督、指導する。
No.10	【コンプライアンス事案の情報共有】 コンプライアンス事案(社内外及び他産業)の共有化の徹底(データベース化、チェックポイントの明示と職場単位の自己点検)を図る。
No.11	【コンプライアンスアンケート】 コンプライアンス相談窓口によるコンプライアンスアンケートを定期的にも実施する。
知識・理解不足に係るもの	
No.12	【法令教育】 関係法令情報の迅速な周知を行う。
その他	
No.13	【コンプライアンス推進のあり方検討】 アクションプログラムのあり方と推進体制の検討。

以上